

## 気象警報の発令及び交通機関運休の場合の授業等の取扱について

平成26年4月1日 学長決裁

### (趣旨)

第1条 この取扱は、特定の気象警報の発令及び交通機関が運休となる場合等の授業（定期試験を含む。以下「授業等」という。）の取扱について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この取扱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別警報…気象庁が定める鳥取県の二次細分区域のうち、鳥取市北部、鳥取市南部、岩美町又は八頭町に発令される特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪のみ）のことをいう。
- (2) 警報…気象庁が定める鳥取県の二次細分区域のうち、鳥取市北部、鳥取市南部、岩美町又は八頭町に発令される警報（暴風・暴風雪・大雪のみ）のことをいう。
- (3) 交通機関
  - ①西日本旅客鉄道株式会社が運行する列車のうち、鳥取駅発着の列車
  - ②日本交通株式会社の運行する路線バスのうち、若桜線及び若葉台線を運行する路線バス
  - ③本学が日本交通株式会社に委託して運行するスクールバス
- (4) 公欠  
公立鳥取環境大学の公認欠席等に関する細則第2条に規定するものをいう。

### (特別警報又は警報が発令された場合等の授業等の取扱)

第3条 特別警報又は警報が発令された場合の授業等の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別警報が、午前7時に発令されている場合は、当日の全ての授業等を休講とする。
- (2) 特別警報が授業等開始後に発令された場合、速やかに休講の手続きを行う。
- (3) 警報が午前7時に発令されている場合
  - ①全ての交通機関が運休している場合、午前の授業等を休講とする。
  - ②運行している交通機関がある場合、開講する。なお、交通手段がなく通学が困難な学生については、公欠の対象とする。
- (4) 警報が午前11時までに解除された場合
  - ①全ての交通機関が運休の場合、午後の授業等を休講とする。
  - ②午後の授業等は、開講する。なお、交通手段がなく通学が困難な学生については、公欠の対象とする。

(5) 警報が、午前11時を過ぎても発令されている場合

- ①全ての交通機関が運休している場合、当日の全ての授業等を休講とする。
- ②運行している交通機関がある場合、午後の授業等を開講する。なお、交通手段がなく通学が困難な学生については、公欠の対象とする。

(交通機関が運休となる場合の授業等の取扱について)

第4条 交通機関がストライキ、災害等により運休となる場合は、その原因や見通しなどを確認の上、休講の可否の判断を行う。

(休講となる授業等の取扱について)

第5条 授業等が休講となる場合は、補講を行うものとする。

(休講措置等の周知方法について)

第6条 授業等が休講となる場合は、学内の掲示板及び学外ホームページで周知するものとする。

附 則

この取扱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和4年4月1日から施行する。